

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千二百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示し、併せて同法第二十一条の二第三項の規定に基づき輸出の行為の制限に係る事項について公示する。

令和三年七月二十六日

農林水産大臣 野上浩太郎

Ⅱ 品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、
品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出の行為を制限する旨
(以下「輸出の行為の制限にかかる事項」という。)

登録品種の番号及び 品種登録の年月日	登録品種の属する 農林水産植物の 種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者 の氏名又は名称及び 住所又は居所	指定国	輸出行為を制限 する旨
-----------------------	---------------------------	---------	----------------------------------	-----	----------------

第28530号 令和3年7月9日	<i>Ipomoea batatas</i> (L.) Lam.	ふくむらさき	国立研究開発法人農業・食 品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁 目1番地1	なし	登録品種につき品 種の育成に関する 保護を認めていな い国以外の国で あって指定国以外 の国に対し種苗を 輸出する行為及び 当該国に対し最終 消費以外の目的を もって収穫物を輸 出する行為を制限 する。
---------------------	-------------------------------------	--------	--	----	--